

板橋区大規模建築物等指導要綱一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○板橋区大規模建築物等指導要綱 第1条～第14条（省略）</p> <p>（防災対策） 第15条 事業者は、事業区域内に地域及び当該建築物の防災対策として、次の施設を区の定める基準に従い、設置及び確保するものとする。 (1)防火貯水槽 (2)<u>防災掲示板（地震編・水害編）</u> (3)<u>災害用トイレ</u> ただし、第2号及び第3号については、集合住宅に適用する。</p> <p>第16条～第30条（省略）</p> <p>付 則（省略）</p> <p>付 則（令和2年12月25日決定） この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 <u>付 則（令和7年12月10日決定）</u> <u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○板橋区大規模建築物等指導要綱 第1条～第14条（省略）</p> <p>（防災対策） 第15条 事業者は、事業区域内に地域及び当該建築物の防災対策として、次の施設を区の定める基準に従い、設置及び確保するものとする。 (1)防火貯水槽 (2)<u>災害時避難場所案内板</u> (3)<u>災害用仮設便所</u> ただし、第2号及び第3号については、集合住宅に適用する。</p> <p>第16条～第30条（省略）</p> <p>付 則（省略）</p> <p>付 則（令和2年12月25日決定） この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>